公募型プロポーザル実施の公告

　第4次橋本市地域福祉計画策定業務について、公募型プロポーザル方式により業者選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年8月1日

橋本市長　平木　哲朗

1.業務概要

（1）業務名　第4次橋本市地域福祉計画策定業務

（2）業務内容　第4次橋本市地域福祉計画策定業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

（3）履行期間　契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

（4）提案上限額　7,865,000円（2か年業務、消費税及び地方消費税を含む）

2.参加資格要件

　本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件に該当する者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

（2）令和7年度橋本市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

（3）橋本市建設工事等契約に係る指名停止基準（平成18年6月1日制定橋本

市告示第271号）に基づく指名停止または橋本市物品購入契約に係る入札参加資格停止基準（平成26年6月1日制定橋本市告示第87号）に基づく指定停止の措置期間中でないこと。

（4）宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。

（5）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て中、または更生手続き中でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第227号）の規定による再生手続開始の申し立て中、または再生手続中でないこと。

（6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の利益につながる活動を行う者、又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

（7）全国の地方公共団体を契約相手として、地域福祉計画又は本業務目的と類似した福祉関連計画策定業務を元請けとして受注し、完了した実績があること。

(8)和歌山県内の地方公共団体を契約相手として、地域福祉計画又は本業務目的と類似した福祉関連計画策定業務を元請けとして受注し、完了した実績があること。

（9）個人情報の取扱いに関して、プライバシーマーク認証を3回以上更新して取得していること。

3.関係資料の配布

（1）配布開始

　　 令和7年8月1日（金）

（2）方法

　　 橋本市ホームページからダウンロードすること。

4.日程

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 期日 |
| プロポーザル実施要領公表期間 | 令和7年8月1日（金）～令和7年9月9日（火） |
| 参加意向届出書受付期間 | 令和7年8月1日（金）～令和7年8月12日（火）午前9時～午後5時まで（必着） |
| 質疑書の提出期限 | 令和7年8月20日（水）　午後5時まで（必着） |
| 質疑書への回答 | 令和7年8月25日（月）　午前10時～ |
| 企画提案書及び見積書提出期間 | 令和7年8月26日（火）～令和7年9月9日（火）午前9時～午後5時まで（必着） |
| 参加辞退届の提出期限 | 令和7年9月9日（火）　午後5時まで（必着） |
| プレゼンテーション | 令和7年9月下旬頃～10月上旬頃（予定） |
| 業者の決定、公表 |
| 業務契約締結 | 令和7年10月中旬～下旬頃（予定） |

5.選考方法等に関すること

（1）企画提案書の審査は、別途設置する「第4次橋本市地域福祉計画策定業務におけるプロポーザル審査委員会（以下、「委員会」とする。）」が行うものとする。

（2）委員会において審査基準に基づき総合的に審査し、最高得点者を優先交渉権者、次点の者を次順位交渉権者として決定し、参加者へ通知する。なお、審査内容や審査結果に対する質問、異議等については一切受け付けない。

（3）市は優先交渉権者と、提出された提案書を基に、具体的な条件等の合意に向けた協議を行う。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合や、優先交渉権者が失格要件に該当した場合は、市は優先交渉権者との協議を打ち切り、次順位交渉権者と交渉するものとする。なお、参加表明者が1者のみの場合は、選考委員の採点の平均点が6割以上であれば、優先交渉権者として選定し、協議を行う。

（4）市との優先交渉権者は、提出された提案書を基に、本業務に関する具体的な条件等の合意に至った場合は、契約の締結を行う。

6.失格要件

ア　提出期限を過ぎて提案書が提出された場合

　イ　審査会において、合計点数が75点を下回った場合

　ウ　提出書類に虚偽の記載があった場合

　エ　参加要件のいずれかを満たさなくなった場合

　オ　消費税込みとして計算した見積金額が提案上限額を上回っていた場合

　カ　審査の公平性に影響を与える行為を行った場合

　キ　その他、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

7.その他

（1）やむを得ない事情により、市がプレゼンテーションを実施することができないと認めるときは、プレゼンテーションの日程を変更する場合がある。この場合において、これに要する経費については、本市に請求することができない。

（2）プレゼンテーションの結果については、市ホームページで公表する。

8.担当課

　所在地　〒648-8585　和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

　　　　　　　橋本市健康福祉部福祉課　担当：中谷　正

　電話　　0736-33-3708（直通）

　FAX　　 0736-32-2515（直通）

　メール　fukusi@city.hashimoto.lg.jp